Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平 成 30年 4月10日 中 部 地 方 整 備 局 豊 橋 河 川 事 務 所 西 尾 市

## <u>「矢作川志貴野地区河川防災ステーション整備計画」登録の伝達</u> 及び連携整備に係る「覚書」調印式を行います。

河川防災ステーションは、<u>市町村等と河川管理者の連携を強化</u>し、地域の防災力の強化や水防災意識の向上を図るため、また、<u>平常時の賑わいづくりを一</u>層推進することとして、要綱が改訂されました。

今般、改正された要綱となって初めて、矢作川志貴野地区河川防災ステーションが登録されました。

つきまして、登録の伝達及び西尾市と豊橋河川事務所の連携整備に係る覚 書の調印式を下記のとおり行います。

○ 河川防災ステーションは、洪水時等の緊急対応を迅速に行うため、コンクリート ブロック等の 資材の備蓄や水防団の待機場所などを集約し、市町村等と河川管理者が連携して整備を進めるも のです。

1. 伝達及び調印式の日程

日 時: 平成30年 4月16日(月) 13時30分~14時00分

会 場: 西尾市寄住町下田22

西尾市役所 本庁舎3階 市長応接室1

出席者: 西尾市長、中部地方整備局河川部長、豊橋河川事務所長

2. 添付資料

別紙1:「志貴野地区河川防災ステーション」(国土交通省·西尾市) 別紙2: 河川防災ステーション ~地域で守るふれあいのスペース~

Ш	凸	布 先	西尾市役所記者至

□ 解 禁 平成30年 4月10日(火) 14:00

□ 問合せ先

中部地方整備局 豊橋河川事務所 副所長 角田 隆司、工務課長 伊吹 孝之 電話0532-48-2111(代表)

西尾市建設部河川港湾課 河川担当 青山 光 電話0563-65-2151

## しきの 「志貴野地区河川防災ステーション」(国土交通省・西尾市)

市町村名: 愛知県西尾市

対象河川: やはぎがわ 大作川水系矢作川

### 1. 概要

矢作川水系では、平成20年8月洪水で家屋等が浸水するなど、近年でも被害が発生しています。 志貴野地区河川防災ステーションは、洪水被害を最小限に食い止めるため、矢作川中下流部に おける災害時の緊急復旧活動を行う上で必要な緊急用資材の備蓄、駐車場、ヘリポート等の整備 を行うとともに、西尾市が水防団等の待機場所などになる水防センターを設置することにより、災害 対応の拠点となる施設です。

平常時には、防災学習の拠点として利用するとともに、周辺の公園や観光施設をつなぐウォーキング・ランニングコースの拠点とするなど、地域の交流・憩いの場ともなる予定です。

### 2. 整備内容

河川防災ステーションは、計画堤防高以上の敷地において、以下の整備を行う予定です。

- ・緊急復旧用資材(土砂、根固めブロック等)の備蓄、駐車場、ヘリポートなど
- ・水防センター(西尾市)



※現時点でのイメージです。今後変更となる可能性があります。

# 河川防災ステーション

## ~地域で守るふれあいのスペース~

「河川防災ステーション」は、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものです。洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となるとともに、平常時には地域の人々のレクリエーションの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として大いに活用される施設です。国土交通省では、今後も地方自治体と連携を図り計画的かつ積極的に整備していきます。

#### 《 「河川防災ステーション」の設置位置 》

設置位置は、次のようなことを考慮して決めます。

- ① 水防センターなどの関連施設と河川防災ステーションとの役割分担
- ② 重要水防箇所の状況
- ③ 過去に大きな被害を受け、水防活動や緊急復旧の実績のある区間及びその状況
- ④ 想定される水防活動及び緊急復旧活動に関わる輸送路の状況
- ⑤ 水防災意識の向上が期待できるよう、平常時にも一般の利用が活発に行われ、河川を軸とした 文化活動の拠点として活用されるとともに、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域

### 《 新規に整備を要望する市町村は、最寄りの河川事務所等に相談を 》

「河川防災ステーション」を整備する際は、洪水時の水防活動及び緊急復旧活動の拠点として整備されるものであり、設置位置、規模、事業効果、その他必要事項を記入した整備計画を作成し、水管理・国土保全局長に登録する必要があります。

「河川防災ステーション」は、河川管理者と水防管理者が一体となって整備する施設ですので、 市町村等と調整が図られた計画が設置要望の必須条件となります。新規要望を検討されている市町 村につきましては、河川管理者(直轄河川については国土交通省河川事務所等、補助河川について は都道府県土木事務所等)にご相談ください。



